

身体拘束の判断基準の 三原則

緊急やむを得ない場合

(1) 切迫性、(2) 非代替性、(3) 一時性

利用者本人や家族への説明

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

経過観察・再検討

緊急やむを得ない身体拘束に関する
経過観察・再検討記録

身体拘束の
解除

デイサービスセンターイロアイは「身体拘束廃止・防止」
に取り組んでいます。